

徳島市農業委員会総会 議事録

| | |
|-------|--|
| 1 とき | 令和7年9月29日（月） 開会 午後 2時30分 閉会 午後 3時50分 |
| 2 ところ | 徳島市役所 13階 第一研修室 |
| 3 議長 | 会長職務代理者 植田 美恵子 |
| 4 出席者 | <p><農業委員></p> <p>1番委員 岸本 昇 2番委員 濑畠 俊夫 3番委員 佐野 泰弘 4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治 7番委員 宮崎 学 9番委員 川人 泰博 11番委員 板東美佐緒 12番委員 坂東 賢二 13番委員 石田 幸夫 14番委員 植田美恵子 15番委員 廣瀬 長市 16番委員 谷川 興一 17番委員 鎌田 良仁 18番委員 政岡 茂 19番委員 市岡 沙織</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>2番委員 安廣 貴明 5番委員 長谷川豊司 7番委員 宮崎 秀喜 10番委員 奥田 雅之</p> |
| 5 欠席者 | <p><農業委員></p> <p>8番委員 久米 裕純 10番委員 佐々木永薰</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>14番委員 鈴木 隆大 15番委員 廣瀬 佳輝 17番委員 近藤 和隆</p> |
| 6 欠員 | なし |
| 7 傍聴者 | なし |
| 8 議事 | <p>付議案件</p> <p>(全体議案)</p> <p>第1号議案 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る 意見決定について</p> <p>(農地関係議案)</p> <p>第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の審議について 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について 第5号議案 非農地通知の審議について 第6号議案 農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案について 第7号議案 買受適格証明願（耕作目的）の審議について</p> <p>報告事項</p> <p>(農地関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農地法第3条の3規定に基づく権利取得の届出について 2. 農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について 3. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について 4. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について 5. 農地法第18条第6項の処理について 6. 地目変更登記に係る照会に対する回答について |

(開会 午後2時30分)

事務局 それでは、定例総会を始めさせていただきます。本日の議長は会長職務代理者の植田委員が務めることとなっております。進行をよろしくお願ひします。

議長 ただ今から、令和7年9月徳島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会は、農業委員19名のうち半数を超える17名が出席しており、会議が成立しております。欠席の届出がありました委員は、議席番号8番久米裕純委員、議席番号10番佐々木永薰委員です。はじめに、議事録署名者の選任についてですが、総会議事規則第10条の規定により、議長が指名します。議席番号11番板東美佐緒委員と、議席番号19番市岡沙織委員の両名を指名します。よろしくお願ひします。

それでは、これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願ひいたします。

第1号議案、地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る意見決定について、審議を開始します。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第1号議案、地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る意見決定について説明いたします。先に送付しております右肩に第1号議案と書いてある資料を御覧ください。第1号議案につきまして、地域計画の変更案について、市長から意見聴取があつたため、農業委員会の意見を決定していただくものです。なお、今回の変更は、地域計画からの除外で、令和7年7月分であり、市ホームページ及び書面による協議の場において了承されたものでございます。

変更の概要は次のページの地域計画に係る変更一覧（令和7年7月分）のとおりで、川内・渭東・不動地区について地域計画からの除外の協議が整ったことに伴う変更でございます。この協議結果に基づく農地面積の減少等を反映した地域計画の変更案が提出されております。なお、多家良地区の除外案件1件については、協議が整わなかつたため、今回の意見聴取の対象とはなっていません。

今後のスケジュールですが、10月に市長へ地域計画変更に係る意見を回答し、その後、農林水産課による地域計画変更案の縦覧期間2週間を経て、10月下旬に地域計画変更公告となります。地域計画変更後、農地転用及び非農地証明の申請が可能となります。

今回の変更案については、地区の農業委員さん、推進委員さんに対し郵送による意見聴取がなされており、地域計画からの除外について了承されておりますので、農業委員会全体の意見として変更案の通り認めることが適當と思われます。説明は以上です。

議長 ただ今の説明につきまして、御意見・御質問等はございませんか。

それでは特にないようでございますので、採決いたします。第1号議案の地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更に係る意見決定については、案に異議なしとして、承認することに異議ございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということで、第1号議案については、案に異議なしとして承認することといたします。続いて第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案、農地法第3条の規定による許可申請について御説明します。議案書1ページを御覧ください。全ての申請について法定の添付書類は整っております。農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われます。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番は、譲渡人から譲受人へ、農地2筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後76aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。

2番は、譲渡人から譲受人へ、農地6筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後545aに至り、譲受人は対象地において、水稻や人参の栽培を行うとのことです。

3番は、譲渡人から譲受人へ、農地5筆を売買により所有権を移転するものです。譲受人の耕作面積は許可後61aに至り、譲受人は対象地において、水稻やブロッコリーの栽培を行うとのことです。なお、譲受人は新規就農者であるため、川内地区で新規就農面談を行いました。

第2号議案は以上3件で、対象地は、田9,373.91m²、畑2,250m²、合計1,623.91m²です。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。

それでは、3番案件の新規就農面談に参加していただいた、川内地区の廣瀬委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

廣瀬委員 今月11日の14時30分より、3番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は、植田委員、石田委員、廣瀬推進委員と私の委員4名、譲受人側2名、事務局2名の8名です。

譲受人は、3年前から知人の農作業を手伝っており、農業に魅力を感じ、今回の申請に至ったとのことです。譲受人は、知人の農家の方に指導を受けながら、農機具も借りるとのことで、営農に問題はないと思われます。

今回の申請が許可されれば、対象地で、水稻やブロッコリーの栽培から始めて行きたいとのことです。

結論として、今回の新規就農計画等に問題はなく、川内地区の委員は一致して、問題ないのではないかとの心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございました。新規就農面談に参加されました委員さんからの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、特に御意見がないようですので、採決いたします。

第2号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第2号議案は、全案件を許可することに決定いた

しました。

続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局

まず地域計画との関係ですが、今月の4条及び5条の許可申請は、地域計画に支障がないことを確認済みです。

それでは第3号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議について御説明します。議案書2ページを御覧ください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。申請人は、所有する農地を自動車部品・付属品小売業の店舗併用住宅に転用するものです。

以上、本案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。

第3号議案は、全1件で地目は、田のみ999m²です。転用目的は、住宅用地となります。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願いします。

議長

事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありますか。

それでは、特に御意見がないようですので、採決いたします。

第3号議案の農地法第4条の規定による許可申請について、本案件を許可することに異議はございませんか。

全委員

異議なし

議長

異議がないということですので、第3号議案については、本案件を許可することに決定いたしました。

続きまして、第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局

それでは第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、御説明します。議案書3ページを御開きください。

1番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、石材の採掘及び販売業を営んでいる譲受人が露天駐車場に転用するものです。

2番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。使用貸借権を設定し、借人が農家の世帯分離住宅に転用するものです。

3番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。所有権を移転し、飲食業を営んでいる転用者がレストランの店舗に転用するものです。

4番の申請地は、公共投資の対象となっていない第2種農地に該当します。系統用蓄電池事業を営んでいる譲受人が、所有権を移転し、蓄電池設置施設に転用するものです。造成・設置については、蓄電池を4基、パワーコンディショナー20基、受変電設備を設置し、設備部分はコンクリートで50cmかさ上げする予定です。また、騒音対策として防音壁の設置、安全性を考慮し敷地境界にフェンスを設けます。計画によると、この蓄電システムは、各種国際的安全規格に準拠した製品を採用し、熱暴走・発火等のリスクを最小限に抑える安全対策を講じており、万が一事故が起こった場合には、周辺農地及び住民への被害を防ぐため、火災検知・通報システム、自動遮断装置の設置を行うとともに、地域消防機関との連携体制も構築することです。

本申請について、事前に建築指導課・消防局予防課・環境保全課・都市建設政策課とは協議済みで、建築指導課については、許可申請の基準に該当するものではなく、消防局予防課についても、設置届出のみでよいとのことであり、届出は後日提出予定のことです。また、環境保全課と都市建設政策課に必要な届出は提出済みです。この点については事務局も担当課に確認しております。

以上、全案件につきましては、農地法に規定されている立地基準及び一般基準において、許可要件を満たしているものと思われます。また、転用目的が、駐車場・資材置場となっている案件については、再生可能エネルギー事業計画認定をとっていないことを確認済であり、転用規模が大規模である4番案件については地区審査を実施しました。

第4号議案は全4件で、地目は、田2,016.96m²、畠959m²で、合計2,975.96m²です。

転用目的の内訳は、住宅用地300.96m²、駐車場・資材置場599m²、その他施設用地2,076m²となります。以上で説明を終わります。御審議をよろしくお願ひします。

議長 事務局からの説明は以上ですが、地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。

それでは、4番案件の地区審査に参加していただいた、南井上地区の鎌田委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

鎌田委員 今月16日の15時より、4番案件の地区審査を実施しましたので、報告します。参加者は、私と転用者側2名、事務局2名の5名です。

申請対象の農地は、国府町敷地字西ノ窪にあり、第2種農地に区分されるということです。

今回の申請は、所有権を移転し、譲受人が蓄電池設置施設に転用しようとするものです。造成については、敷地全体を碎石での整地となり、設備部分にはコンクリートを打ち、周囲には防音壁、フェンスを設置します。排水については、雨水のみであり、地下浸透させることで、管轄する土地改良区がないため、上申書が提出されています。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題はなく、委員は、一致して許可是やむを得ないと判断しました。報告は以上です。よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございました。地区審査に参加された委員さんからの意見は以上ですが、その他、全案件について申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、特に御意見がないようですので、採決いたします。

第4号議案の農地法第5条の規定による許可申請について、全案件を許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第4号議案については、全案件を許可することに決定いたしました。

続きまして、第5号議案、非農地通知の審議を開始します。それでは事務局より、

議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第5号議案、非農地通知について、御説明いたします。議案書4ページを御覧ください。

1番は、多家良地区で、所有者から通知願があったため、9月18日に岸本委員、瀬畠委員、武市推進委員、安廣推進委員の委員4名、事務局2名、申請者側4名で現地の状況を確認しております。1番は人が進入することもできないほど、雑木等が繁茂し、農業用機械による耕起・整地が困難であることから、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な状態であると認められます。

第5号議案は、以上1件で、対象地は田のみ552m²です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。

第5号議案の非農地通知については、本案件を非農地と承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第5号議案については、本案件を非農地と承認することに決定いたしました。

なお、この議決により、所有者及び関係各所に非農地通知を送付することになります。

続きまして、第6号議案、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案について審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第6号議案、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案について御説明します。議案書5ページを御覧ください。全ての申請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める、権利設定等を受けるものについての要件等は全て満たしていると思われます。

今月は、賃貸借権が13件、使用賃借権が13件の合計26件となっており、設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番から5番が、多家良地区10筆・5件、6番から8番が、勝占地区6筆・3件、9番が、上八万地区3筆・1件、10番が、入田地区1筆・1件、11番から14番が、不動地区10筆・4件、15番から17番が、応神地区3筆・3件、18番から21番が、川内地区10筆・4件、22番から26番が、北井上地区11筆・5件となっております。

権利設定については以上で、田16筆23,481m²、畠38筆43,123m²の合計54筆66,604m²となります。

第6号議案の農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案についての説明は以上です。御審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。

第6号議案、農用地利用集積等促進計画（一括方式）の案について、全案件を承認

することに異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第6号議案については全案件を承認することに決定いたしました。

続きまして、第7号議案、買受適格証明願の審議を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第7号議案、買受適格証明願（耕作目的）の審議について、御説明いたします。議案書9ページをご覧ください。

1番は、差押による競売に付された対象地の取得を希望しているものであります。競売に参加する際には、農地法の許可を受けられない者が落札することを防ぐため、農業委員会から買受適格証明の交付を受けることとされております。本件は、耕作目的での取得でありますので、3条の許可基準に基づいて証明の可否をご審議いただくものです。

まず、本申請について法定の添付書類は整っており、また、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われます。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。申請人の耕作面積は、取得後26aに至り、対象地においてミニトマトやスナップエンドウの栽培を行うとのことです。なお、譲受人は新規就農者であるため、川内地区で新規就農面談を行いました。

第7号議案は以上1件で、対象地は田のみ2,692m²です。

また、集計表の右に記載しておりますように、この案件に係る買受適格証明願の交付を承認した場合において、その交付を受けた者が最高価買受申出人又は次順位買受申出人となり、法第3条の許可申請があった場合は、会長が当該証明願の交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、許可をするものとすることにつきましても、あわせてご審議いただきますようよろしくお願ひします。

なお、本審議につきましては、期間入札公告に付された物件への入札情報を示すものであるため、入札期間が終了する令和7年11月12日までは、案件の有無自体を非公開情報とするものですので、委員の皆様方におかれましても十分ご留意くださいますよう、よろしくお願ひいたします。それでは、御審議をよろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は以上ですが、新規就農面談を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思います。それでは、1番案件の新規就農面談に参加していただいた、川内地区的石田委員さん、新規就農計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

石田委員 今月11日の14時より、1番案件で新規就農面談を実施いたしましたので報告します。参加者は、植田委員、廣瀬委員、廣瀬推進委員と私の委員4名、譲受人側2名、事務局2名の8名です。

譲受人は、3年前から農地を借りて農業をしており、扱いたい作物に対応できる広さの農地が欲しいと思い、今回の申請に至ったとのことです。譲受人は、農機具を保有し、風や鳥獣対策を考慮しており、営農に問題はないと思われます。今回の申請が許可されれば、対象地で、ミニトマトやスナップエンドウなどの野菜の栽培から始めて行きたいとのことです。

結論として、今回の新規就農計画等に問題はなく、川内地区の委員は一致して、問題ないのではないかとの心証を持ちました。報告は以上です。よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。新規就農面談に参加されました委員さんからの意見は以上ですが、その他、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言がないようですので、採決いたします。

第7号議案の買受適格証明願については、本案件に証明書を交付すること、及び交付を受けた者が買受申出人となり、法第3条の許可申請があった場合は、交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、会長が許可することについて異議はございませんか。

全委員 異議なし

議長 異議がないということですので、第7号議案については本案件に買受適格証明書を交付することとし、買受申出人となった者から、法第3条の許可申請があった場合は、交付時と事情が異なっていると認めたときを除き、会長が許可するものとします。

引き続き、農地関係の報告事項に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは報告事項について説明します。

議案書10ページを御覧ください。1番は、農地法第3条の3の規定に基づく権利取得の届出についてです。相続による権利取得3件受理しました。

議案書11ページを御覧ください。2番は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付についてです。1件交付しました。

議案書12ページを御覧ください。3番は、農地法第4条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。5件受理しました。

議案書13ページと14ページを御覧ください。4番は、農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用の届出についてです。8件受理しました。

議案書15ページを御覧ください。5番は、農地法第18条第6項（合意解約）の処理についてです。2件受理しました。

議案書16ページを御覧ください。6番は、地目変更登記に係る照会に対する回答についてです。1件回答しました。

議長 報告は以上ですが、何か御質問、御意見等はございませんか。

ありがとうございます。それでは、以上をもちまして、令和7年9月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。次回は10月30日木曜日の開催予定となっておりますので、よろしくお願ひします。ありがとうございました。